

甲府市資産税課からのお知らせ



よくあるお問い合わせ

(1)納付方法

次のいずれかの方法で納めることができます。

- 金融機関、窓口センター、収納推進課(本庁舎3階12番窓口)での納付
- 口座振替
- コンビニエンスストア納付
- PayPayアプリ納付
- クレジット納付

詳しくは、「[市税などの納付方法](#)」をご覧くださいか、[収納推進課\(055\)237-5440・\(055\)237-5434](#)までお問い合わせください。

(2)納期限が過ぎた場合

次の納付方法について、納付書のバーコード使用期限が過ぎてしまった納付書では納付ができませんので、[収納推進課\(055\)237-5440・\(055\)237-5434](#)までお問い合わせください。

- 【[コンビニエンスストア納付](#)、[PayPayアプリ納付](#)、[クレジット納付](#)、[地方税お支払いサイト](#)】
なお、期限内の納付が困難な場合は、[滞納整理係\(055\)237-5438・5439](#)へお問い合わせください。

(3)税額が昨年度に比べて高くなる要因

土地について

- 地価の上昇(周辺土地の取引価格の上昇)の影響を受ける場合
- 現況地目に変更がある場合
- 住宅を取壊し更地とした場合
人の居住のための土地ではなくなることから、住宅用地に対する課税標準の特例措置の適用がなくなり、本来の宅地の税額に戻ります。(土地の税額が3~4倍程度上がります。)

家屋について

- 新築の軽減措置適用期間が経過した場合
新築後一定期間は、税額の軽減措置があります。その軽減措置の期間が経過すると、通常の税額に戻ります。
詳しくは【[家屋の課税について](#)】の(2)をご覧ください。

(4)年の途中で不動産を売買した場合の固定資産税について

地方税法第359条の規定により、年の途中で不動産を売却された場合でも、毎年1月1日現在で登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記・登録されている方が、その年の4月から始まる年度の全額の納税義務を負います。

※不動産売買契約の際、固定資産税の一部を買主が負担する契約がなされる場合がありますが、これはその売買契約に基づくものですので固定資産税の課税とは全く関係がありません。売主と買主で固定資産税を按分して負担する場合、その按分方法はお互いの話し合いで決めていただくこととなります。

(5)共有名義の固定資産の課税について

地方税法第10条2の規定により、共有者全員が持分に関係なく連帯して全額を納付する義務(連帯納税義務)を負いますので、共有者それぞれの持分に応じて個別に課税することができません。納税通知書は原則共有名義1つにつき1通のみ代表者の方に送付しています。

※例えばA(持分10分の9)、B(持分10分の1)の2名で所有している資産の固定資産税が10万円である場合、A、Bそれぞれが全額の納税義務を負いますが、どちらかが全額の10万円を納付することで、残りの1人の納税義務は消滅します。納付される際は共有者間で協議をお願いします。

※甲府市役所 代表(055)237-1161 資産税課(本庁舎3階 9番窓口)

【課税の内容について】 →土地係(055)237-5407・家屋係(055)237-5426

【証明書の発行について】 →証明係(055)237-5429

【税金の納め方について】 →収納推進課(055)237-5440・(055)237-5434